

居宅療養管理指導重要事項説明書

居宅療養管理指導サービス（管理栄養士による）の提供にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、重要事項を以下の通り説明いたします。

1. 居宅療養管理指導事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所の名称	医療法人 財団善常会 善常会リハビリテーション病院
指定事業所番号	2311200220
所在地・連絡先	名古屋市南区松池町1丁目11番地 (052)811-9101
管理者氏名	岡田 温
営業日	月~土曜日
通常の事業実施地域	名古屋市

(2) 事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	医師	1名	0名	利用申し込みの調整、業務等の管理および居宅療養管理指導の提供にあたる
居宅療養管理指導者	管理栄養士	4名	0名	

2. 事業の目的および運営方針

事業の目的	当事業所は、利用者が要支援または要介護状態となった場合においても療養上の管理および指導を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none">1. 当事業所の居宅療養管理指導は、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態になることの予防になるよう、適切にサービスを提供する。2. 居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者またはその家族からの介護に関する相談に丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導または助言を行う。3. 居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業所その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。4. 自らその提供する居宅療養管理指導の質の評価を行ない、常に改善を図るものとする。

3. サービスの費用と内容

(1) サービスの内容

管理栄養士は、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、他の職種と共に作成した栄養ケア計画に沿って、居宅を訪問し、栄養管理に関わる必要な情報提供や助言ならびに食事療養に関する実地指導等を行います。医師の判断により、別に厚生労働大臣が定める特別な治療を必要とされる方もしくは低栄養状態にある方が対象となります。

(2) 料金内容

居宅療養管理指導（Ⅰ）

1ヶ月に2回を上限として、

単一建物居住者に対して行う場合、訪問1回あたり利用料金は545単位(負担割合が1割の場合)。
単一建物居住者が2~9人以下に対して行う場合、訪問1回あたり487単位(負担割合が1割の場合)。

単一建物居住者が10人の場合、訪問1回あたり444単位(負担割合が1割の場合)。

利用者様の負担額については別紙「サービス内容提供書」に記載します。

外部の医療機関等による居宅療養管理指導(Ⅱ)

単一建物居住者に対して行う場合、訪問1回あたり利用料金は525単位(負担割合が1割の場合)。

単一建物居住者が2~9人以下に対して行う場合、訪問1回あたり467単位(負担割合が1割の場合)。

単一建物居住者が10人の場合、訪問1回あたり424単位(負担割合が1割の場合)。

当院以外の主治医の場合には居宅療養管理指導Ⅱで算定させていただきます。

(3) 交通費

利用者様の居住地によっては、訪問に要する交通費を実費負担いただく場合があります。

交通費が発生する場合はあらかじめ説明を行ない、利用者様の同意を得ます。

(4) サービス提供に必要な材料費

実地指導において、材料等を持ち込む必要がある場合は、必ずお客様の了解を事前に確認致します。
材料費は実費となります。

(5) 料金の支払い方法

毎月、15日までに前月分の請求を致します。サービス提供時に、現金または銀行引き落としにてお支払い下さい。御支払いと引き換えに領収書をお渡し致します。なお、材料費等の実費は、サービス提供時にその都度、現金にてお支払い下さい。

4. サービス提供の手順

(1) サービスの申し込み

まずは、主治医および担当の介護支援専門員にサービス利用のあることをご相談ください。
介護支援専門員から当事業所に連絡をいただき、サービスの導入を検討します。

(2) 初回訪問

お客様の自宅に訪問し、状況やご意向を伺います。

当事業所のサービス等を説明し、同意を得られれば契約書を交わします。初回訪問では、利用料金は発生しません。

(3) 主治医との連携

主治医から利用者様の栄養管理に関わる指示を受け、方針を打ち合わせします。サービス提供においては、定期的にお客様の状態等を主治医に報告します。

(4) 居宅介護支援事業者等との連携

居宅療養管理指導は、ケアプランに沿ってサービスを提供します。必要に応じて、お客様の栄養管理や状態に係る情報提供を相互に行います。

(5) サービスの終了

ア) 御利用者様の都合でサービスを終了する場合

いつでも解約できます

イ) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がありますが、その場合は、事業終了30日前までに文書で通知するとともに、他の事業所を紹介するなどの必要な措置を講じます。

ウ) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

① 利用者様が介護保険施設等に入所された場合

② 介護給付(もしくは介護予防給付)でサービスを受けていた利用者様の要介護(若しくは要支援)認定区分が非該当(自立)と認定された場合(介護給付費でのサービスは受けられませんので、ご連絡ください)

③ 利用者様が亡くなられた場合

エ) その他

利用者様やご家族様が当事業所の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを中止させていただく場合があります。

5. 苦情処理

利用者またはその家族は、提供されたサービスに苦情がある場合、いつでも下記記載のご利用者相談室、苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

当事業所	担当者：岩間克氏 電話：052-811-9101 受付：当事業所営業日に準ずる
名古屋市健康福祉局 高齢福祉部介護保険課 東桜分室	所在地：名古屋市東区東桜一丁目14番11号 DPスクエア東桜8階 電話（052）959-3087 介護保険課

6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は主治医に連絡する等の必要な処置を講じ、速やかに市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行います。また、事故の状況および事故に際してとった措置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

7. 個人情報の取り扱い

- (1) 当事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者およびご家族様の秘密を漏らしません。
- (2) 事業所の従業者であったものは、正当な理由無くその業務上知り得た利用者およびご家族様の秘密を漏らしません。
- (3) 当事業所では、利用者様の医療上緊急の必要がある場合またはサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者またはご家族様の個人情報を用います。

8. サービスの提供の記録

サービス提供に関する記録は、契約終了3年間保存します。ご利用者様またはご家族様に限り、記録の閲覧および実費にて写しの交付を受けることができます。

9. その他の留意事項

- (1) 当サービスは、医師の判断に基づいてサービスが提供されるものです。
- (2) 当事業所の従業者は、サービス提供契約の実施以外の営利行為、宗教勧誘等はいたしません。

令和 年 月 日

居宅療養管理指導の提供開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、サービス内容および重要事項を説明しました。

事業者 所在地：名古屋市南区松池町 1-11
名称：医療法人 財団善常会
善常会リハビリテーション病院
説明者：

私は、重要事項説明書に基づいて、事業者から居宅療養管理指導についてのサービス内容および重要事項の説明を受け、サービス提供開始に同意します。

利用者
住所：
氏名：

(代筆者) 私は、下記の理由により、利用者に代わり上記署名を行いました。
私は、利用者本人の意思を確認しました。

代筆者
住所：

氏名： (続柄)

代筆理由 心身の状況により自署が困難であるため
その他()